

改正後	現行
<p>(別紙)                      「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」の運用について</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6. 農薬の水産動植物被害予測濃度に関する資料                      (1) (略)                      (2) ①・② (略)                      ①に該当する場合                      ア～ウ (略)                      エ <u>倉庫、ビニールハウス等の施設内でのみ使用される場合</u>                      オ (略)                      カ <u>粉衣など種子等に直接付着させて使用される場合</u>                      ②に該当する場合 (略)                      (3) (略)</p> <p>7. 農薬の水質汚濁予測濃度に関する資料                      (1) (略)                      (2) ①・② (略)                      ①に該当する場合                      ア～ウ (略)                      エ <u>倉庫、ビニールハウス等の施設内でのみ使用される場合</u>                      オ (略)                      カ <u>粉衣など種子等に直接付着させて使用される場合</u>                      ②に該当する場合 (略)                      (3) (略)</p> <p>8・9 (略)</p> <p><u>附則（平成25年5月31日）</u>  <u>この通知による改正は、平成25年5月31日以降に提出される農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績について適用する。</u></p> <p>(別表1)～(別表2) (略)</p> <p>(別記様式第1号)～(別記様式第8号) (略)</p>	<p>(別紙)                      「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」の運用について</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6. 農薬の水産動植物被害予測濃度に関する資料                      (1) (略)                      (2) ①・② (略)                      ①に該当する場合                      ア～ウ (略)                      エ <u>倉庫くん蒸剤等施設内でのみ使用される場合</u>                      オ (略)                      カ <u>種子等に粉衣又は浸漬して使用される場合</u>                      ②に該当する場合 (略)                      (3) (略)</p> <p>7. 農薬の水質汚濁予測濃度に関する資料                      (1) (略)                      (2) ①・② (略)                      ①に該当する場合                      ア～ウ (略)                      エ <u>倉庫くん蒸剤等施設内でのみ使用される場合</u>                      オ (略)                      カ <u>種子等に粉衣又は浸漬して使用される場合</u>                      ②に該当する場合 (略)                      (3) (略)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>(別表1)～(別表2) (略)</p> <p>(別記様式第1号)～(別記様式第8号) (略)</p>